



特定社会保険労務士

ヒライ先生のQ&A

〈PROFILE〉 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究者として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

〈現在〉 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

電通事件 その3

電通過労自殺事件 (東京地裁平8・3・28、東京高裁平9・9・26、最高裁2小判平12・3・24)
〈7月号のつづき〉事件の概要(判決文の抜粋)

8 労働者F(被災者)は、平成2年11月末ころまでは、遅くとも出勤した翌日の午前4、5時ころには帰宅していたが、このころ以降、帰宅しない日や、1審原告Gが利用していた東京都港区区内所在の事務所泊まる日があるようになった。1審原告らは、Fが過労のために健康を害するのではないかと心配するようになり、1審原告Gは、Fに対し、有給休暇を取ることを勧めたが、Fは、自分が休んでしまうと代わりの者がいない、かえって後で自分が苦しむことになる、休暇を取りたい旨を上司に言ったことがあるが、上司からは仕事は大丈夫なのかと言われており、取りにくいと答え、これに応じなかった。

9 平成3年1月ころから、Fは、業務の7割程度を単独で遂行するようになった。……Fの業務遂行に対する上司の評価は概して良好であり、部長Iらがこのころに作成した文書には、非常な努力家であり先輩の注意もよく聞く素直な性格であるなどと評価する記載があった。

10 部長Iは、平成3年3月ころ、班長Mに対し、Fが社内で徹夜していることを指摘し、班長Mは、Fに対し、帰宅してきちんと睡眠を取り、それで業務が終わらないのであれば翌朝早く出勤して行うようにと指導した。このころの部長IらのFについての評価は、採用後の期間を考慮するとよく健闘しているなどというものであった。平成2年度においてFが取得することができるものとされていた有給休暇の日数は10日であったが、Fが実際に取得したのは0・5日であった。

11 ……このころ、Fは、出勤したまま帰宅しない日が多くなり、帰宅しても、翌日の午前6時30分ないし7時ころで、午前8時ころまでに再び自宅を出るといった状況となった。1審原告Qは、栄養価の高い朝食を用

意するなどしてFの健康に配慮したほか、自宅から最寄りの駅まで自家用車でFを送ってその負担の軽減を図るなどしていた。これに対し、1審原告Gは、Fと会う時間がほとんどない状態となった。

1 審原告らは、このころから、Fの健康を心配して体調を崩し、不眠がちになるなどしていた。一方、Fは、前述のような業務遂行とそれによる睡眠不足の結果、心身共に疲労困憊した状態になって、業務遂行中、元気がなく、暗い感じで、うつうつとし、顔色が悪く、目の焦点も定まっていなかった。このころ、班長Mは、Fの健康状態が悪いのではないかと気付いていた。

12 Fは、平成3年8月1日から同月23日までの間、同月3日から同月5日までの間に旅行に出かけたほかは、休日を含めてほぼ毎日出社した。Fは、右旅行のため同月5日に有給休暇を取得したが、これは、平成3年度において初めてのものであった。Fは、同月に入って、班長Mに対し、自分に自信がない、自分で何を話しているのか分からない、眠れないなどと言ったこともあった。

13 平成3年8月23日、Fは、午後6時ころにいったん帰宅し、午後10時ころに自宅を自家用車で出発して、翌日から取引先企業が長野県内で行うこととしていた行事の実施に当たると、同県内にあるMの別荘に行った。この際、班長Mは、Fの言動に異常があることに気付いた。Fは、翌24日から同月26日までの間、右行事の実施に当たり、その終了後の26日午後5時ころ、行事の会場を自家用車で出発した。

14 Fは、平成3年8月27日午前6時ころに帰宅し、弟に病院に行くなどと話し、午前9時ころには職場に電話で体調が悪いので会社を休むと告げたが、午前10時ころ、自宅の風呂場において自殺(い死)していることが発見された。

〈つづく〉